

マイナンバー制度の最近の動向について



マイナちゃん

平成29年6月
総務省自治行政局
住民制度課



マイキーくん

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号（マイナンバー）

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知

マイナンバーカード（個人番号カード）

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

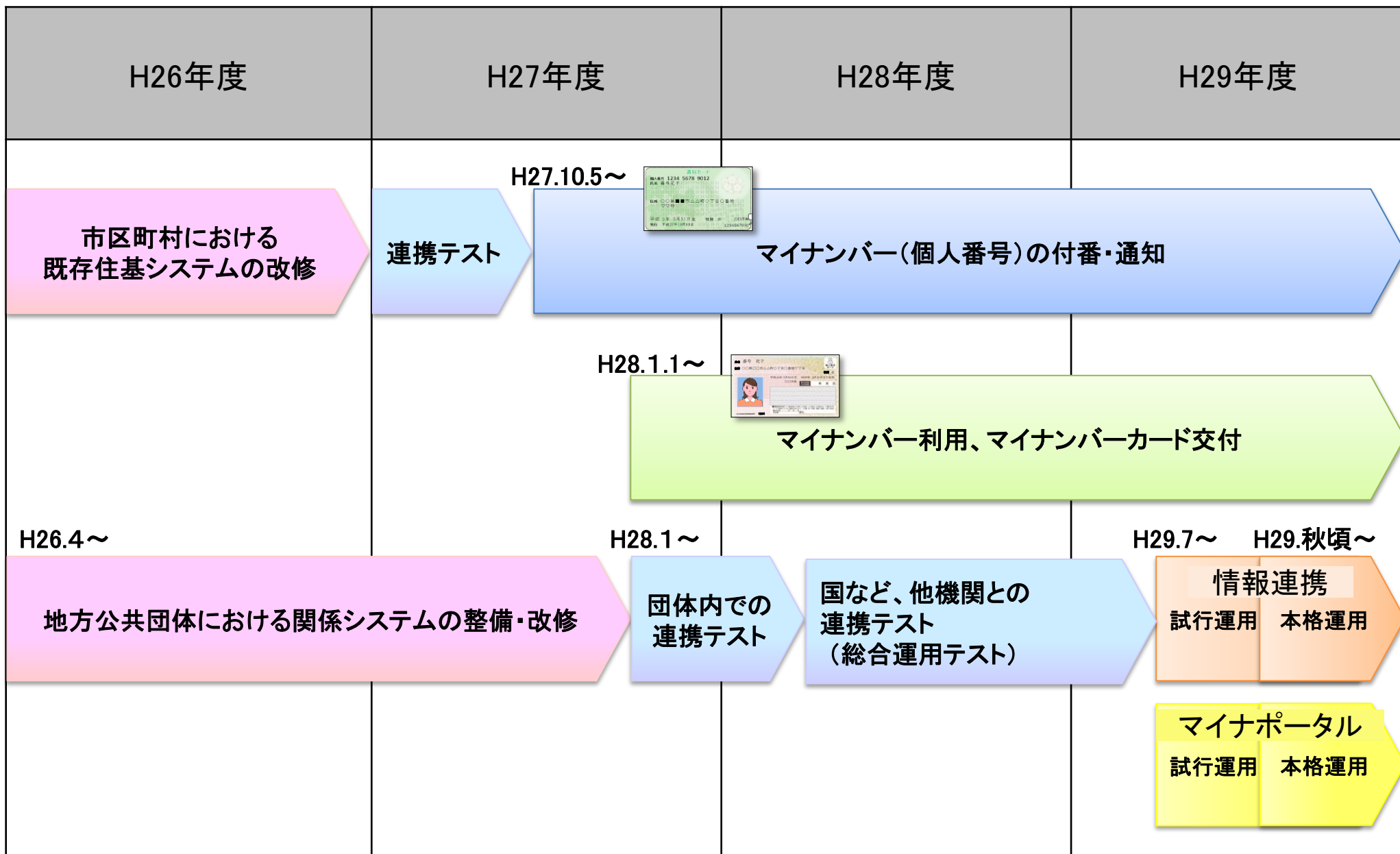
個人番号（マイナンバー）の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用(※) ・予防接種に関する事務に利用(※)
税分野		・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用(※)
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

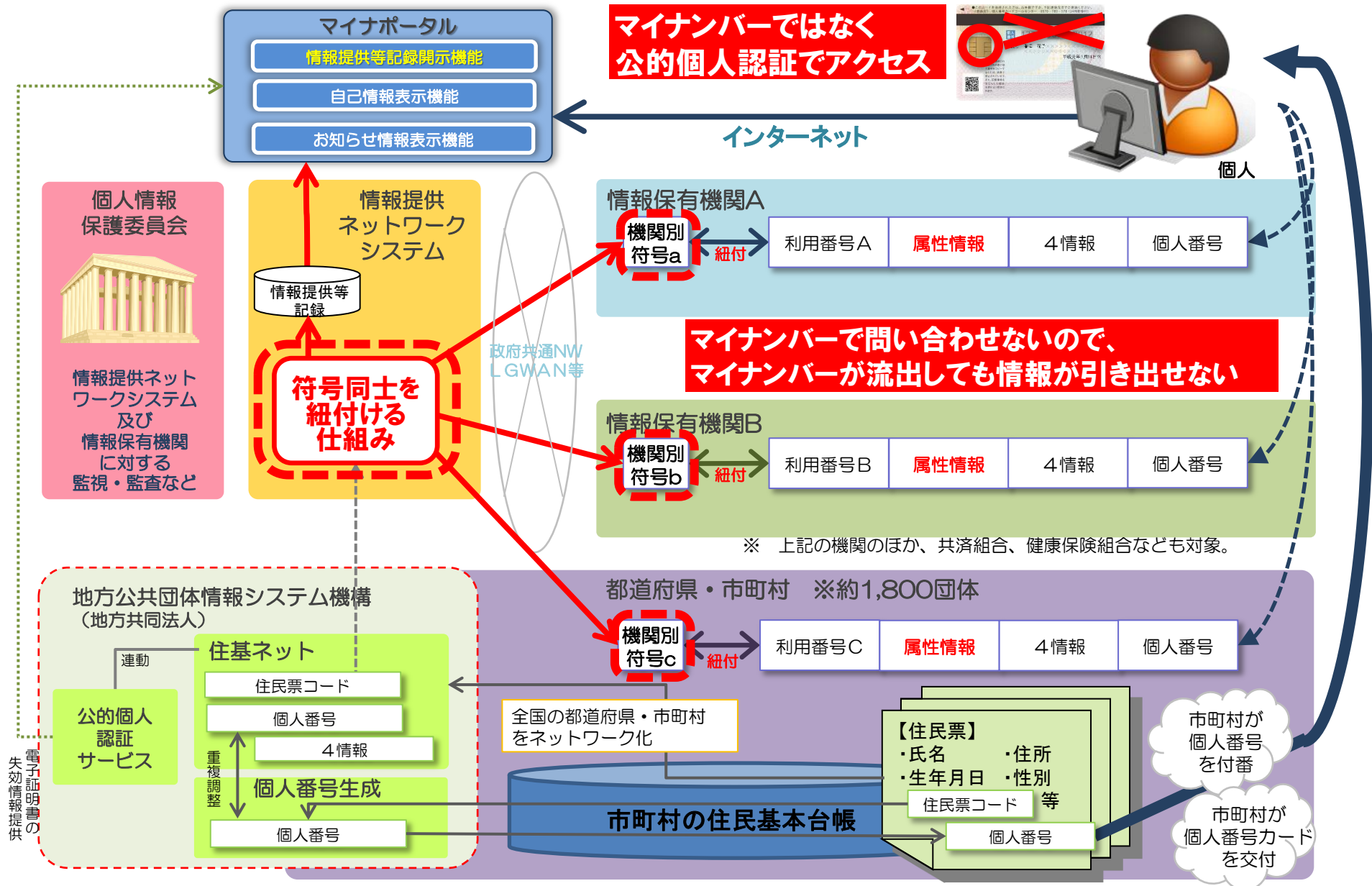
(※) 平成27年9月3日に成立した個人情報保護法等の一部改正法において、個人番号の利用事務拡充のために所要の改正が行われたもの。

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー制度に係るスケジュール



マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携

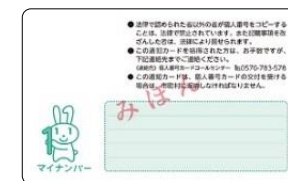


マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- 番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R 2 2 2 2
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く
利用が可能

マイキー部分



マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【29年6月15日（木）時点】

	累計数	1日当たり平均 (6月9日～6月15日)	1日当たり平均 (5月の1か月間)
申請受付数	14, 012, 851	6, 518	6, 441
発送枚数	13, 794, 425	6, 208	6, 418
交付前設定 実施済み数	13, 569, 538	8, 235 (※土日、祝日除く)	11, 629 (※土日、祝日除く)
交付実施済 み数	11, 756, 766	10, 741 (※土日、祝日除く)	12, 659 (※土日、祝日除く)

マイナンバーカード利活用推進ロードマップの目的

【策定の趣旨】

■マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、本ロードマップを作成。

(参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)
第13条第1項においても、「国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講じるものとする。」とされている。

■本ロードマップに基づき、マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大の観点から、身分証等としての利用、行政サービスにおける利用、民間サービスにおける利用を推進するとともに、平成29年秋頃に本格運用が開始されるマイナポータル¹の利便性向上や、マイナポータル等へのアクセス手段の多様化を積極的に推進することとし、そのための関係府省の連携を強化。

■なお、本ロードマップについては、PDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。



【本ロードマップの方向性】

1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

(1) 身分証等としての利用

民間企業における本人確認書類としての活用を促進するとともに、官民における職員証・社員証・入退館証としての導入を推進。

(2) 行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。

(3) 民間サービスにおける利用

行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進。

2. マイナポータルの利便性向上

平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

3. アクセス手段の多様化

各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討。

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目		平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナンバー制度の動き		【平成27年10月～】 マイナンバーの通知 【平成28年1月から順次】 マイナンバーの利用開始 ・ 社会保障分野（子育て、介護保険、医療保険、雇用保険） ・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・ 災害対策分野（被災者台帳の作成）	【平成29年1月】 日本年金機構への相談・照会 におけるマイナンバーの 利用開始 【平成29年秋頃～】 情報連携の本格運用開始（7月から試行運用開始） ※ 日本年金機構は、平成29年11月までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない 【平成29年秋頃～】 マイナポータルの本格運用開始（7月から試行運用開始） ※ 順次、利用環境の整備を進める	【平成30年1月から】 預貯金口座への付番
		【平成31年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置		
		【平成28年1月～】 マイナンバーカードの交付		
マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大	身分証等としての利用	公務員等や民間企業の職員証・社員証 本人確認手段として活用 （金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、酒・たばこ販売など） マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実	民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出（平成28年11月） 本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出（平成28年11月） 引き続き活用を促進	国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進
	行政サービスにおける利用	カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用） （印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど） 住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付 海外における継続利用 電子委任状を活用した電子調達	一部の地方公共団体で開始（図書館カード等として利用、マイキープラットフォームによる地域活性化施策の実施） 引き続き各自治体における利用を促進 マイキープラットフォームを使った実証（平成29年8月頃～平成30年3月） 公立図書館（1,350自治体）、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施 未参加自治体の導入推進 法制度の検討（公的個人認証法） 法制度の検討（電子委任状法） マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進	平成30年度以降速やかに施行 対象人口1億人超を目標 【H31年度末時点】 海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現（平成31年度中）
	民間サービスにおける利用	公的個人認証サービス等の民間開放 インターネットバンキングへの認証手段 電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進 医療・健康情報へのアクセス認証手段 イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止 東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携 カジノ入場規制 官民の認証連携推進 （マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等） 医師資格（HPKI）との連携 カードの多機能化の推進（民間サービスにおける利用） （診察券、クレジットカードなど） 医療保険のオンライン資格確認の導入	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始（平成28年2月） 8社を認定 【H28.11.1時点】 群馬県前橋市など12自治体で母子保健データへの本人のアクセス・認証手段として実用化（テスト運用含む） 群馬銀行の協力の下、ログイン・口座残高照会への活用実証（平成29年5月頃～） 法制度の検討（電子委任状法） 群馬県前橋市、群馬県後援市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書を用いた実証実験（平成29年5月頃～） 患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証（平成29年春頃～） チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～） IoTおもてなしクラウドで技術実証（平成29年10月頃～） チケットング及びボランティア管理におけるサービス内容、技術面の検討 IoTおもてなしクラウドで実証も踏まえつつ、「公的個人認証法」の改正と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携を検討 1 R法※の附帯決議を踏まえ、内閣官房で検討される入場規制の内容に応じカードの活用方法を検討 検討体制を組成して検討（平成29年7月を目途に取りまとめ） 群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、HPKIカード（電子医師資格証）との連携の実証（平成29年5月頃～） 群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、共通診察券として利用するための実証（平成29年5月頃～） 厚生労働省においてシステム開発	JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る 自治体などにおける実用化を図る 地域における実用化を図る 関係事業者による実用化を図る 組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す ※特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号） 法制度の検討 地域における実用化を図る 民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る 段階的運用の開始（平成30年度） 本格運用の開始（平成32年）

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目		平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナンバーの利便性向上	マイナンバーの利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携	システム開発・テスト	マイナポータルアカウントの開設開始（平成29年1月～） e-Taxとの認証連携開始（平成29年1月～） 市町村にアクセス端末配置（平成29年～7月中） 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧（平成29年7月～） マイナポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 ◎平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等／スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等	ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど 官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大
	子育てワンストップサービス	子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ（平成28年9月） 全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ・地方公共団体へ実施作業に係るガイドライン提示（平成28年12月）・準備作業	保育所等の入所申請等【平成29年10月～】 児童手当現況届【平成30年6月～】 児童扶養手当現況届の事前送信、面談予約【平成30年7月～】	
	公金決済サービス		システム開発・テスト 【平成29年7月～】 子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施	地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現
	引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス		実現に向けた方策の検討・取りまとめ（平成29年度）	民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始
	医療費通知を活用した医療費控除の簡素化		システム開発	実施可能な保険者等から段階的に実施（平成30年1月～）
	ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化		【平成29年度～】 法制度の検討（地方税法） システムの整備	【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始
	国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化		【平成29年度以降】 ※日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定	
アクセス手段の多様化	スマートフォンでの読み取り	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売（ドコモ・au・ソフトバンク）	対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進	
	スマートフォンのSIMカード等への搭載		技術実証（イベント入場において実証実験（平成29年3月）） 法制度の検討（公的個人認証法）	SIMカード等へのダウンロードサービスの実用化を図る（平成31年中）
	CATVからのアクセス	富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化（平成28年4月）	岩手県葛巻町及び高知県南国市において、マイナンバーカードを活用した見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す（平成29年度中目途） 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証（平成29年5月頃～）	スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入着手（平成30年12月目途）
	デジタルテレビからのアクセス	推進組織（（一社）スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構）設立（平成27年9月） 対応スマートテレビによる避難誘導の実証（平成28年3月～）	北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討	

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

- 全国のコンビニエンスストア（約50,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（※）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年5月15日時点	413	7,524万人
平成29年度末見込み	457	7,964万人

（※）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

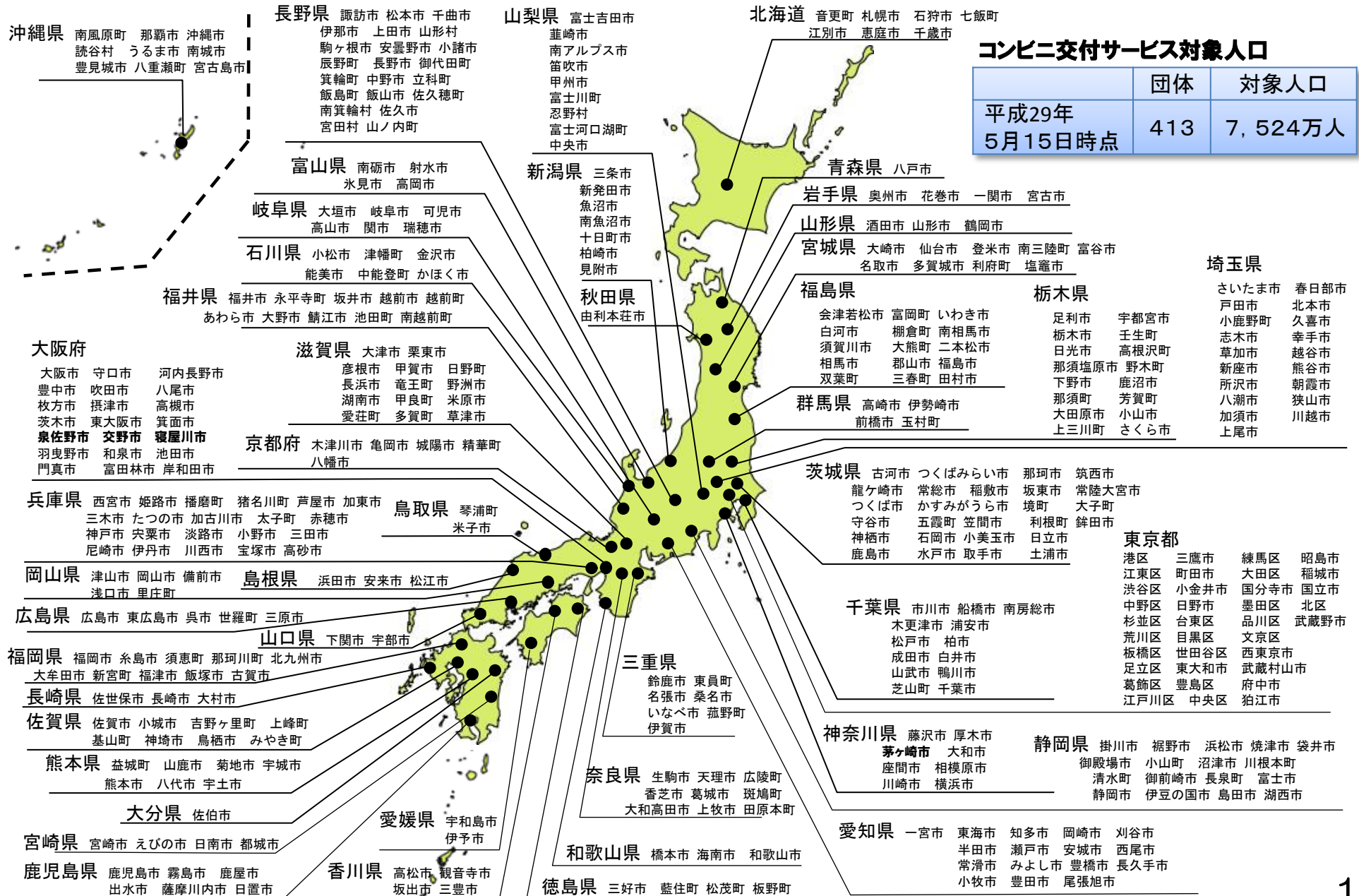
「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

年度別コンビニ交付通数

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	748,120
住記載	228	1,260	2,213	6,310
印鑑	215,581	326,237	393,904	664,150
税	12,478	31,075	46,253	87,051
戸籍	12,433	20,518	24,643	47,196
附票	1,241	2,103	2,951	5,714
合計	501,461	742,137	902,312	1,558,541



市区町村の参加状況



ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム (コンビニ交付導入促進)【平成28年12月公表】

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入 (イニシャルコスト削減)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。
	J-LIS運営負担金の削減 (ランニングコストの削減)	・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。 (人口100万以上:3%~町村:30%減額) ・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下 (ランニングコストの削減)	・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より1通123円から115円に引き下げ。
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請
	郵便局における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。 (市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)
	交付可能証明書類の統一 (戸籍証明書導入の促進)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。

【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

様々な窓口受付を、より優しくスピーディに！

共同化業務の一機能として
コストを抑え導入

サービス	概要
証明書コンビニ交付 〔県内初〕	全国のコンビニにおいて住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、所得証明及び課税証明を交付（手数料割引）
窓口支援 （申請書記載不要） 〔全国初〕	住民票、税証明、戸籍証明は、申請書やパスワードを要求せずカード券面確認のサービスに変更（手数料割引） その他、カードが無くても約300種類の申請書記載簡素化
図書貸出し 〔県内初〕	住基カードの券面利用を改め、J-LIS標準システムに切り替えて提供 ネット利用者は、図書館窓口への申請も必要なく、市民窓口課への申込のみで完了
選挙の投票入場受付 〔全国初〕	選挙時の期日前及び当日の入場券無くても、待ち時間なく個人番号カード利用により瞬時に受付 ※ 当日受付は、スタンドアロンPC。業務効率化による職員削減と住民待ち時間の解消に
避難所の入退所受付 〔全国初〕	被災者支援システムを使って、カード所有者及びその世帯員を瞬時に受付 ※ 現在の避難者名簿（紙）による入力方式では、記載の氏名・住所等が不明瞭なものが多く、膨大な入力時間を要す。大災害時の安否確認、避難者管理が実質困難！
職員の出退勤管理 〔全国初〕	職員の労務、健康管理のため、出退勤時刻の管理を実施
【その他】 子育て支援	マイナンバーカードの券面制限のため、住基カードに換え 顔写真入りプラスチックカード化により官民の優遇サービスを実施



※ マイナンバーカードが保険証を兼ねる予定のH30年度を目標に、マイナポータル活用や医療情報や健康情報の官民共有サービスの研究を行う。

姫路市における図書館でのマイナンバーカードの活用

マイナンバーカードに標準搭載されている公的個人認証（JPKI）の利用者証明用電子証明書を活用し、マイナンバーカードによる図書館利用を実現

平成28年11月27日サービス開始！

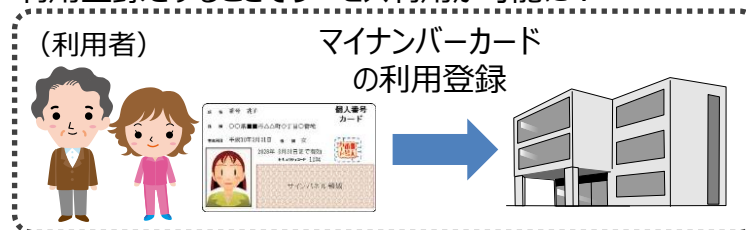
※将来的には、「マイキープラットフォーム」に対応させる予定。



ポイント

- 図書館利用者番号は書き込み不要
- カードの独自利用条例不要
- 利用登録は、図書館の窓口で可能

図書館利用者が、マイナンバーカード（電子証明書）の利用登録をすることでサービス利用が可能に！



【システム対応イメージ】

サービス端末



公的個人認証AP + パスワード

- 電子証明書登録機能の追加
- マイナンバーカード図書貸出機能の追加

電子証明書発行番号を図書館利用者番号に紐づけ登録

公的個人認証サービス (J-LIS サービス開始予定)

【順次対応予定】

公的個人認証サービスセンター

認証サービス

マイキープラットフォーム

今後の展開

- ・マイナンバーカードによる図書館利用を姫路市が中心となって形成している播磨圏域連携中枢都市圏に拡大を目指す。(対象：8市8町 計37館)

ポイント

- 播磨圏域内の住民の利便性向上
- 圏域内のマイナンバーカード普及促進
- 今後の広域連携施策へのマイナンバーカードの活用

圏域住民は利用可能

姫路市・福崎町・神河町の図書館でのマイナンバーカード共通利用開始！

- ・福崎町：平成29年2月19日～
- ・神河町：平成29年3月1日～

【活用イメージ】



マイナンバーカード空き領域 民間利用事例 自社職員の入退室や端末操作の権限確認

- ・株式会社TKCが自社内のセキュリティルームの入退室や個人情報取扱端末の操作の権限の有無の認証に利用

<従来の認証等の方法>

個人情報などの機密情報を取り扱う業務を実施するために高い安全対策を講じている自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認や個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証については、社員カードやその都度振り出されるQRコードにより実施していました。

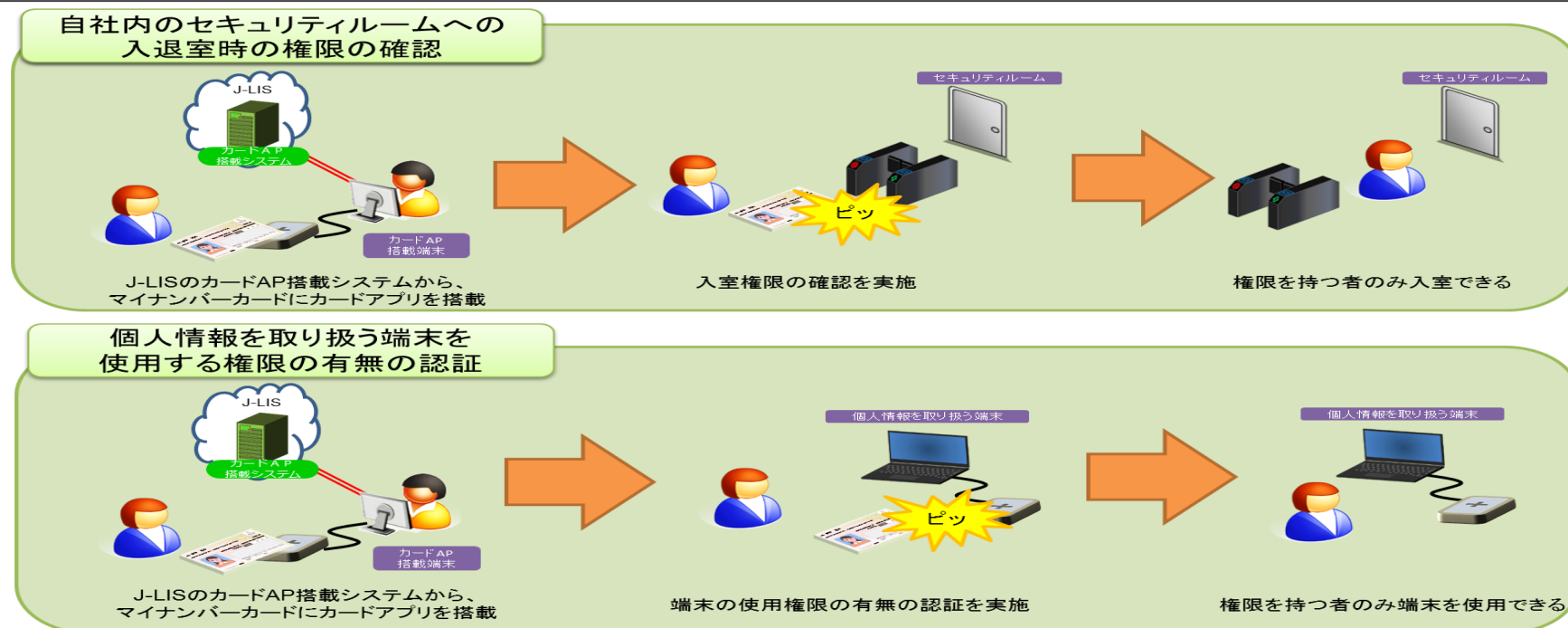
<マイナンバーカード空き領域の利用>

マイナンバーカードに搭載されているICチップの空き領域に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供している標準カードAPを搭載し、以下の事務についてマイナンバーカードにより実施します。

- (1) 自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認
- (2) 個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証

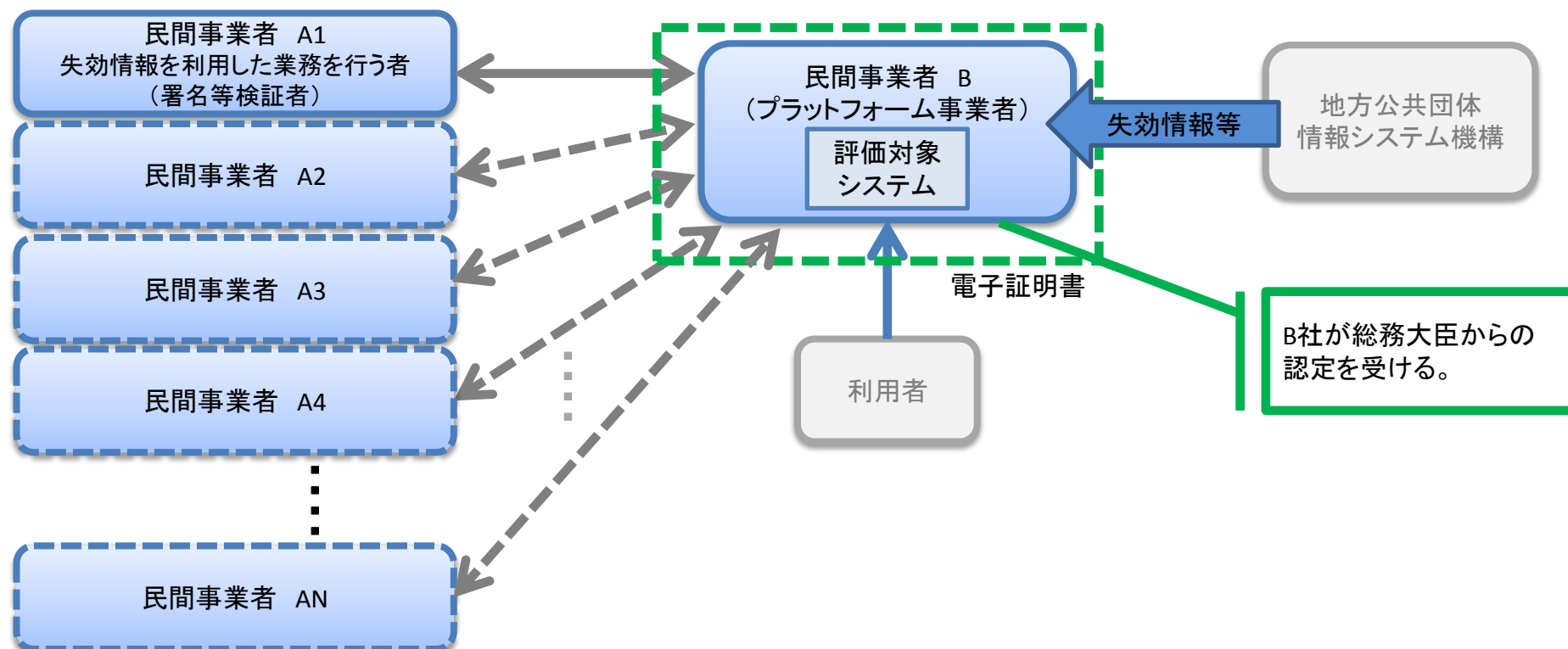
<利用開始時期> 2017年夏頃

<利用予定人数> 100名



「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者（署名等検証者）が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者（いわゆる「プラットフォーム事業者」）が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
 - ① 「総務大臣の認定」（法17条1項6号）について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」（法第17条第1項）について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その①)

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。(2016年1月1日～)
- ・ 2017年3月27日時点で以下の10社について大臣認定を行っている。

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
プラットフォーム(PF)事業者		
① 日本デジタル配信(株) (JDS)	2016年2月12日	・ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。(2015年度実証実験(ケーブルテレビ事業者・生命保険会社・日本郵便))
② (一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	2016年2月12日	・マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスを実施。(2016年3月～前橋市(群馬県)ほか5団体でサービス開始) ・加えて、前橋市(群馬県)の医療機関間におけるデータ連携の実現に向けて実証中。
③ NTTコミュニケーションズ (株)	2016年4月28日	・自社のMVNO事業者(OCN)の利用者登録の場面において、電子署名による本人確認を実施。(2016年11月28日開始) ・その他、金融機関における口座開設の際の本人確認等についても、拡大していく予定。
④ GMOグローバルサイン(株)	2016年5月25日	・証券金融業を行うグループ会社(GMOクリック証券)の口座開設時の本人確認業務で活用。(2016年11月26日開始) ・盗品流通の防止の観点から、古物営業事業における本人確認にも活用予定。 ・電子証明書の失効を契機とした利用者の氏名・住所等の基本4情報の変更を覚知する、いわゆる“現況確認”のサービスも想定。

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その②)

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
⑤ (株)NTTデータ	2016年7月11日	・公的個人認証サービスを活用した本人確認の機能をプラットフォームサービスで提供する「BizPICO」を事業者向けに開始(2016年7月開始) ・当該サービスの提供を受ける予定の事業者と調整中であるが、まずは、住宅ローン契約代行事業者の本人確認業務での活用が見込まれている。 ・その他、金融機関における口座開設、クレジットカードや携帯電話の利用申し込み及び保険契約の諸手続き等の厳格な本人確認が求められる場面や、年金保険の現況確認及び利用者認証機能を活用したサービスも実施予定。
⑥ サイバートラスト(株)	2016年9月14日	・公的個人認証を用いたオンラインでの本人確認や所在変更確認等を実現するプラットフォーム事業者として、「オンライン本人確認プラットフォームサービス」をクラウドサービスとして事業者向けに提供(2016年9月開始) ・銀行口座開設や保険契約など金融分野における本人確認業務の電子化によるコスト削減や業務効率化、電子商取引における本人確認による安心・安全な取引を実施予定。
⑦ 株式会社野村総合研究所	2017年2月24日	・公的個人認証サービスを活用したオンラインでの本人確認サービス「e-NINSHO」をプラットフォームとして提供予定。
⑧ 凸版印刷株式会社	2017年3月27日	・金銭消費貸借契約及びその証跡保管を電子的に行うことができるプラットフォームサービスを提供し、株式会社三菱東京UFJ銀行の住宅ローン関連手続での導入を予定(2017年4月下旬予定)

※プラットフォーム(PF)事業者・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者提供する事業者

公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その③)

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
単独のサービスプロバイダー事業者		
① (一社)スマートテレビ連携・地域防災等システム普及高度化機構	2016年2月12日	・あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所において住民がチェックインを行うことによる避難状況確認を行う。(2015年度実証実験(徳島県美波町))
② (株)システムコンサルタント	2016年11月1日	・電子署名を用いることで、紙の契約書を使わずに、オンライン上で契約を行うことができる電子契約サービス「StampPro.」を提供中 ・サービスの提供には自己で発行した電子証明書が必要なため、法人間の契約が主であったが、公的個人認証サービスの電子証明書を使用することで、個人事業主との業務委託契約など法人対個人の契約が容易に可能となる(2016年中開始予定) ・今後は、住宅ローンの「金銭消費貸借契約書」などのBtoCでの電子契約に展開予定

公的個人認証サービス 民間利用事例① MVNOサービス契約締結時の本人確認の自動化

・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがサービス提供事業者として実施

<従来の本人確認の方法>

従来、MVNOの音声SIMのパッケージの購入時、利用者（購入者）は、係員同伴のもと、販売代理店の店舗においてマイページから購入申込みを行っていました。その際、係員は携帯電話不正利用防止法で定められた本人確認書類の確認を行い、利用者は本人確認書類の画像等を手間と時間をかけながら事務センターにアップロードしていました。

※MVNO：Mobile Virtual Network Operatorの略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のこと

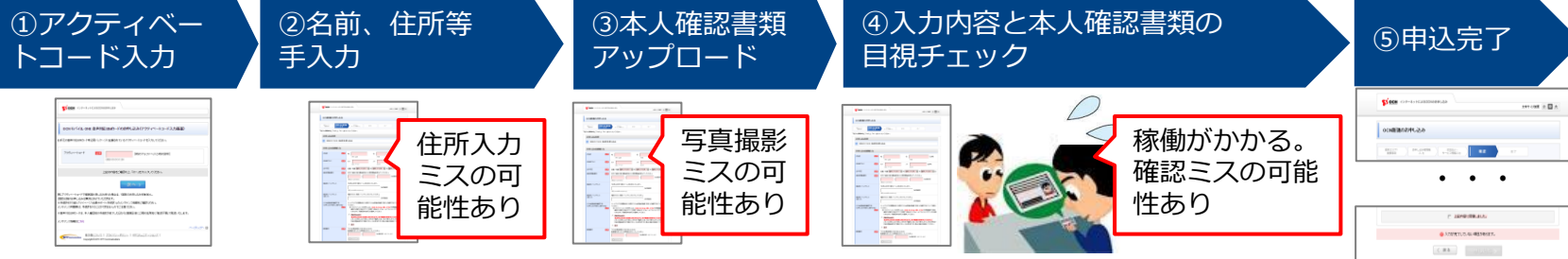
<公的個人認証サービスの利用>

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、「本人確認書類＝マイナンバーカード」の比率が増えることが想定されるため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの公的個人認証サービスを利用した本人確認のサービスを利用することで、以下のとおり本人確認の自動化を行います。本人確認の自動化により、以下の効果が期待できます。

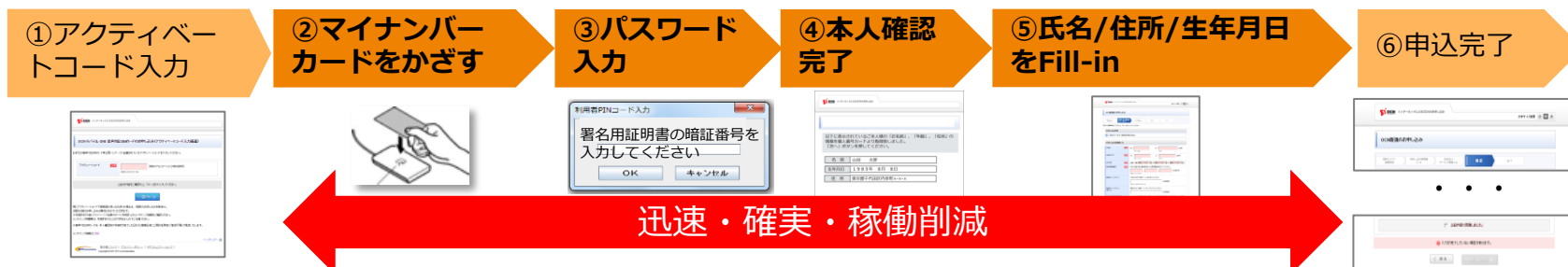
- (1) 販売代理店におけるお客様対応時間の短縮（対応できないことで逃がしていたお客様が減る）
- (2) 本人確認の法的義務の確実な実行（店舗等でのチェックミスが無くなる）
- (3) お客様による住所等の記載ミスが無くなる（本人確認書類とのアンマッチが無くなる）

<サービス開始日> 2016年11月28日 ※ヨドバシカメラマルチメディアAkiba・梅田でサービス実施中

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例② 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

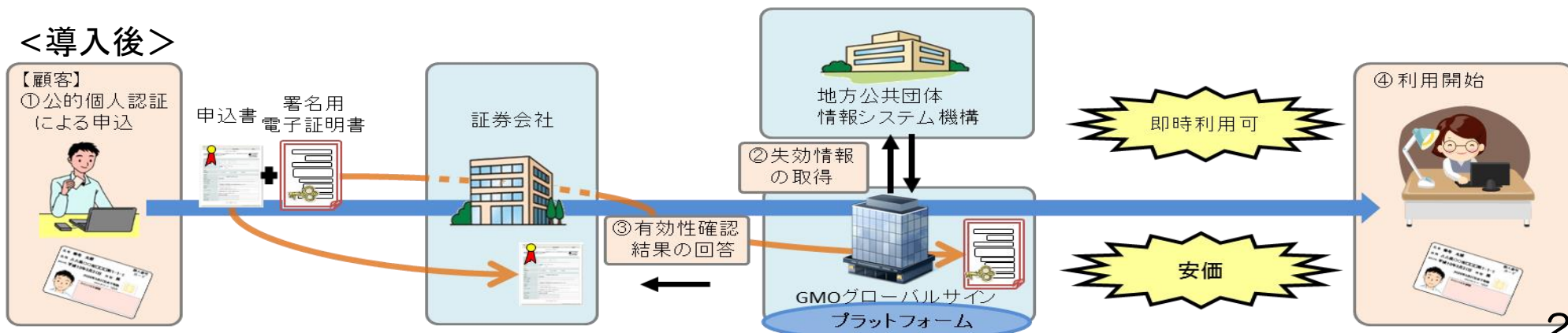
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例③ 非対面での不動産取引時等に本人確認記録を自動生成

・NTTデータがプラットフォーム事業者、エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供事業者として実施

現状では、人的な確認や複写（COPY）による証跡等により本人確認を行っていますが、決して利便性の高いものとは言えません。また、今後、金融取引だけではなく不動産取引を始め、増加が見込まれる非対面によるネット取引市場において、取引当事者が在宅のままで取引を完結させるためには、この本人確認とその法律行為の意思確認をすべてインターネットで完結することは大きな課題でありました。

<公的個人認証サービスの利用>

NTT データの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスにより、利用者の認証と本人確認を実施し、犯罪による収益の移転防止に関する法律で定められる本人確認記録の自動生成を行います。

これにより対面、非対面を問わず、本人確認をオンライン上で実施することが可能となり利便性の向上が見込まれます。

<サービス開始日> 2016年7月27日 ※ユーザ利用開始日：2016年12月1日

<現状>

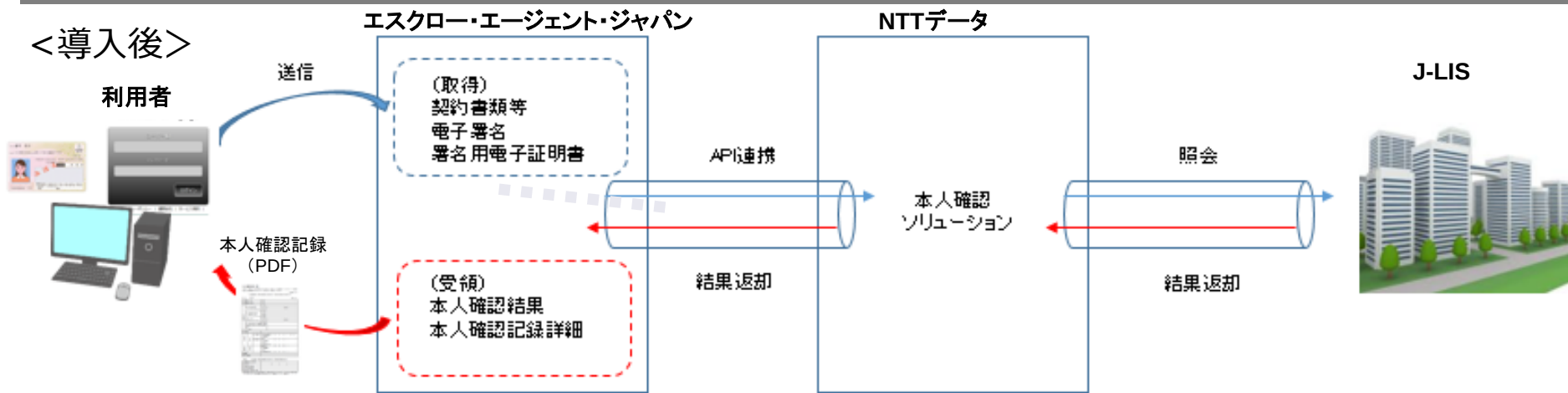
対面による
本人確認



本人確認書類の
写しの郵送による提出



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例④ 住宅ローン契約手を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

＜従来の住宅ローンの契約の方法＞

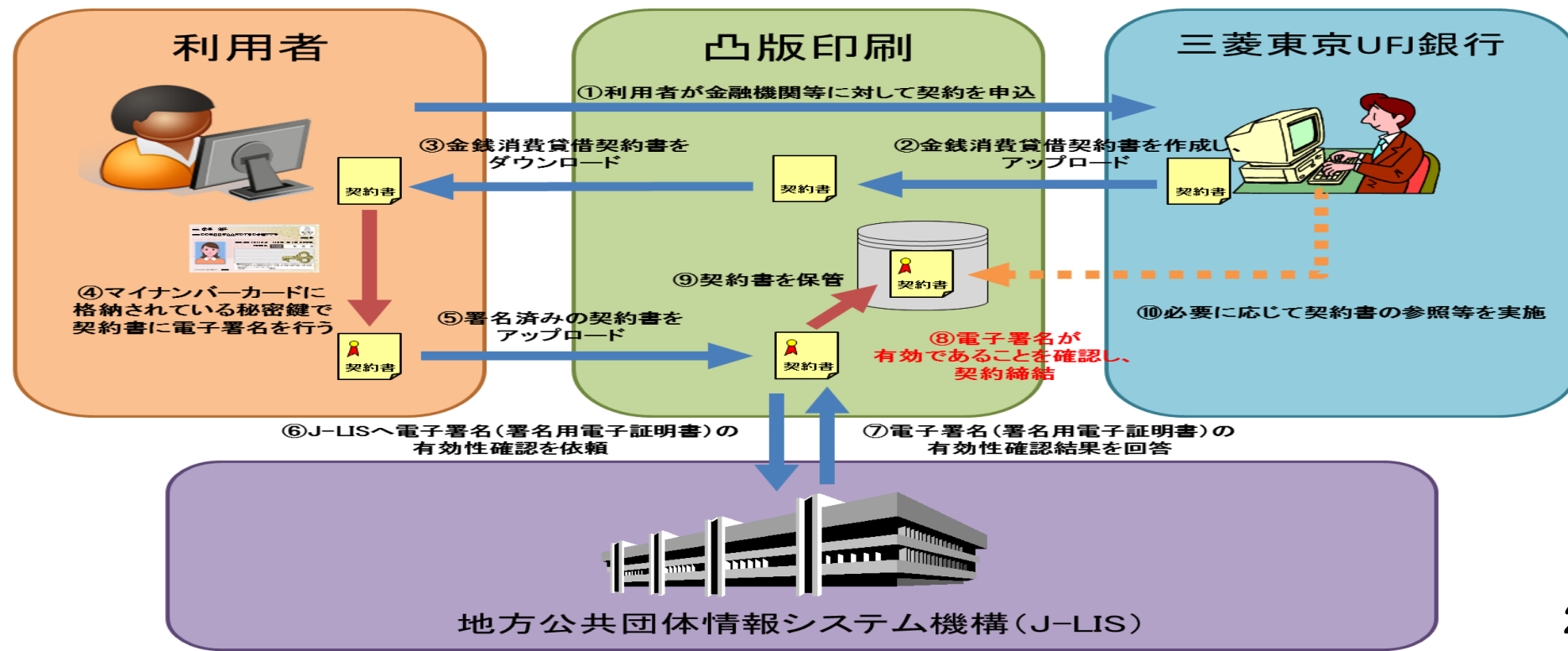
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

＜公的個人認証サービスの利用＞

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

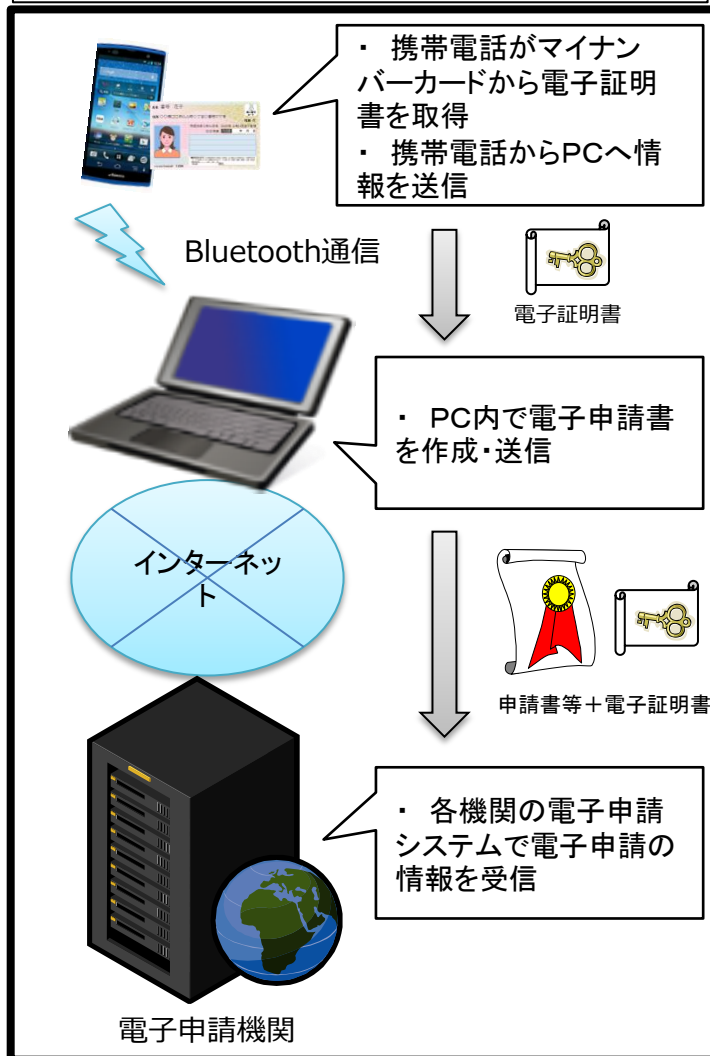
- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

＜サービス開始日＞ 2017年4月下旬 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始予定

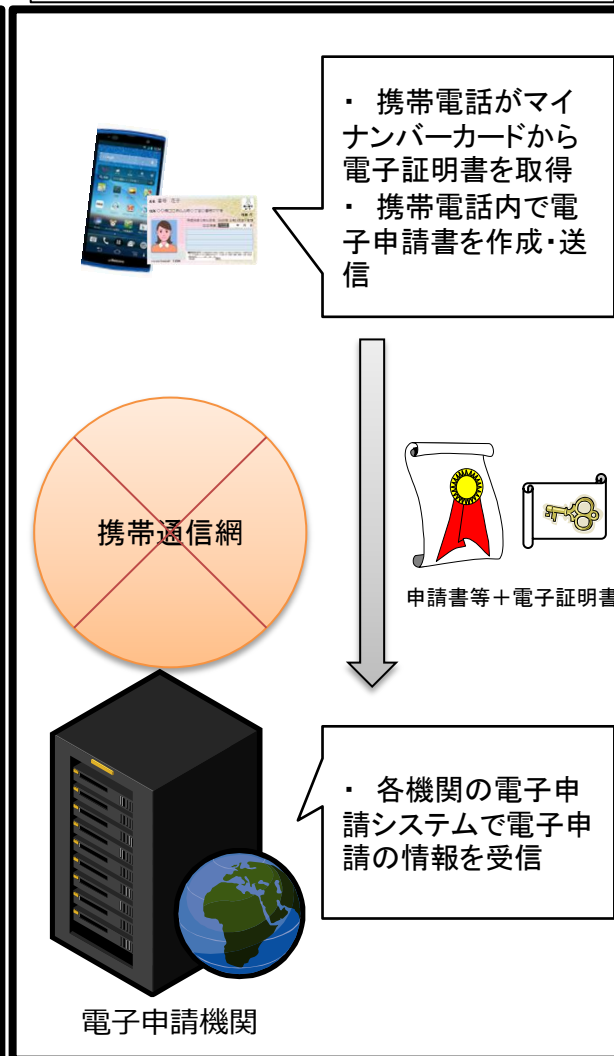


携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

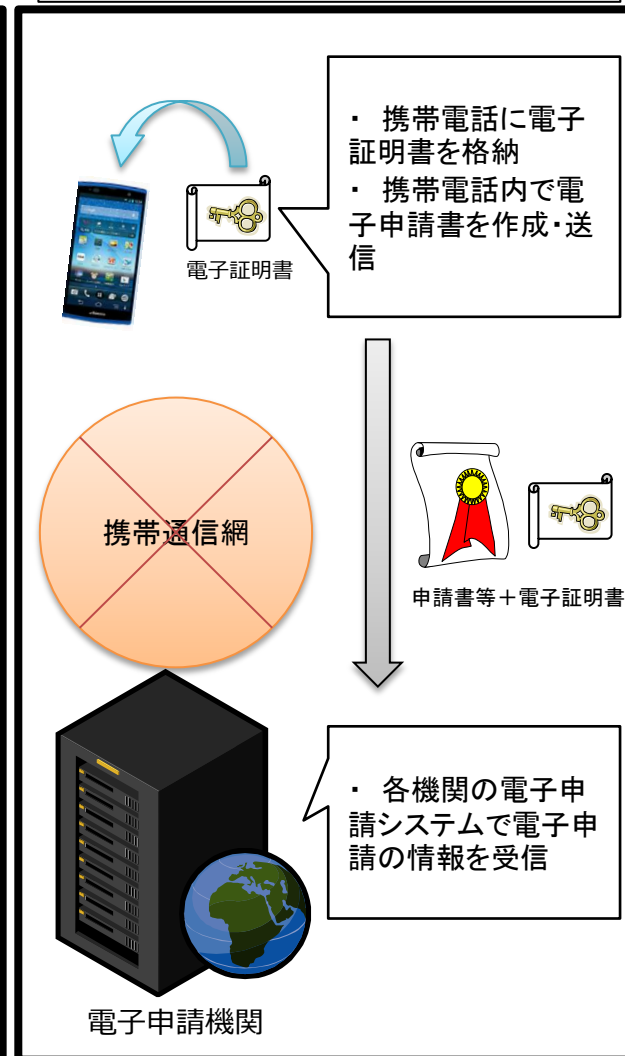
【方式1】携帯電話をICカードリーダライタとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダライタとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討や、携帯機器事業者との調整等を行っており、平成31年中の実現目指している。

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。



スマートフォンの
背面にかざす



マイナンバー
カード

【想定される利用シーン】

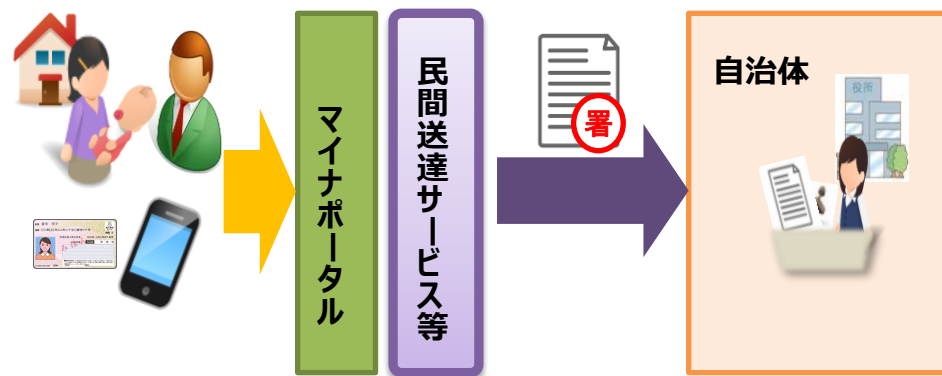
インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



マイナポータルへのアクセス

マイナポータルへのログインや子育て関連手続などの申請時の電子署名をスマートフォンから可能に



情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

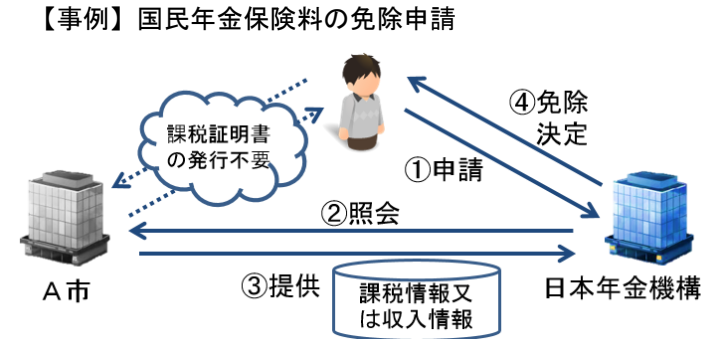
番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定個人情報保護委員会規則に基づき、
情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定列挙。

別表第二(第19条関係)

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

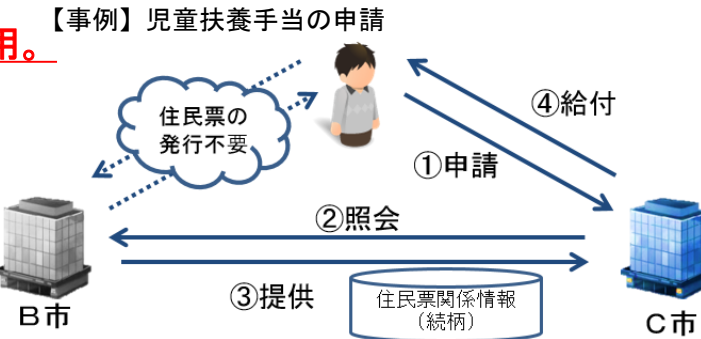
- 国民年金法による保険料の徴収に関する事務
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 等



住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

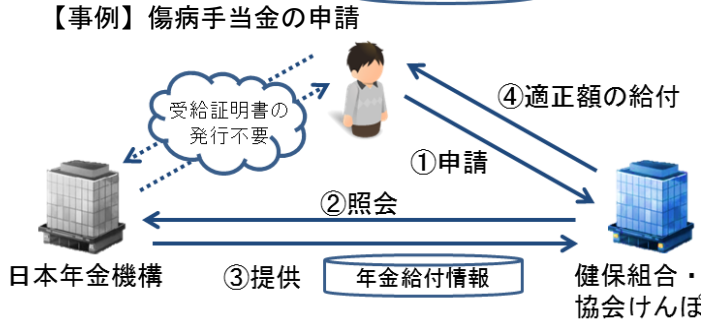
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等



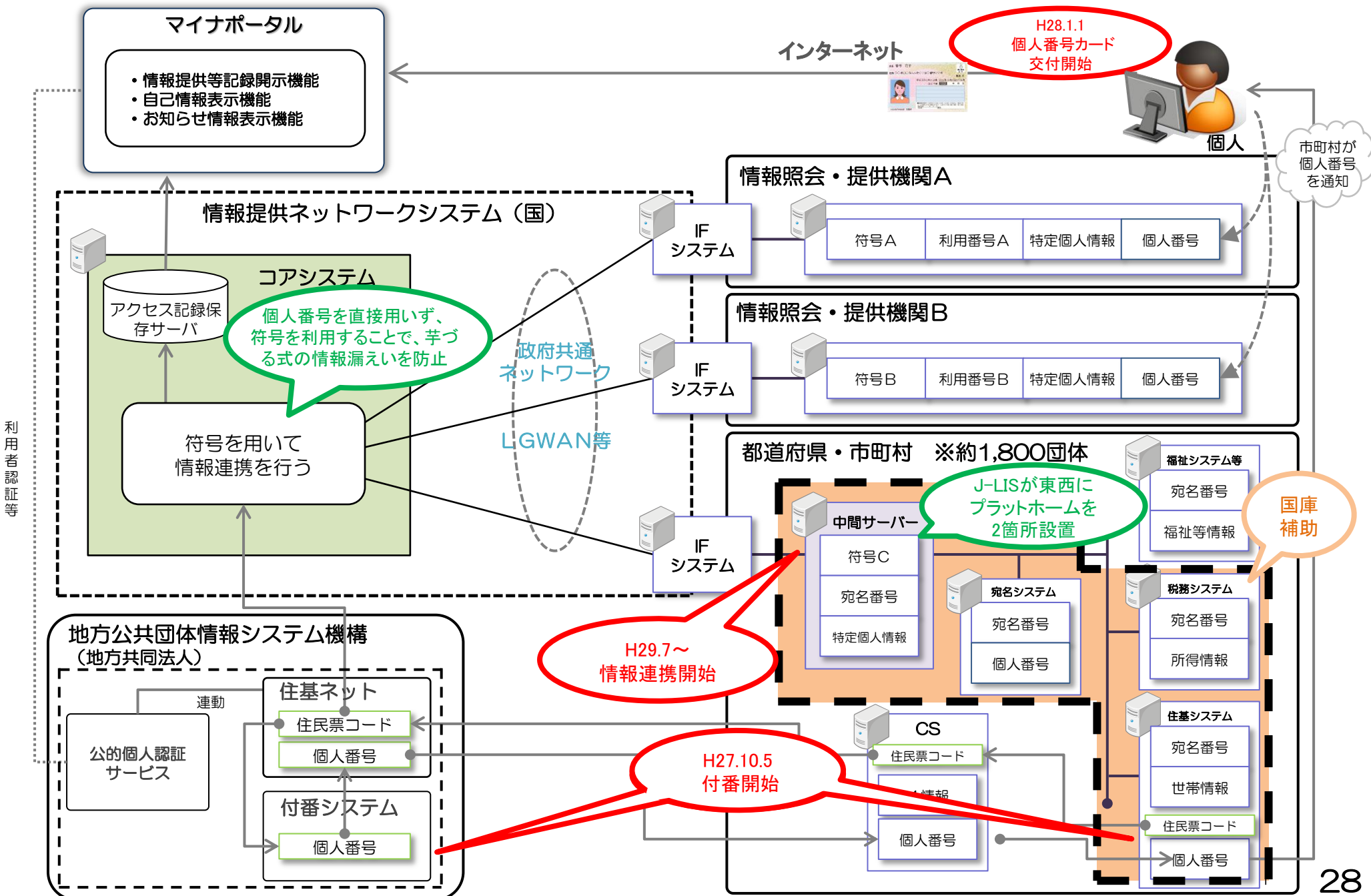
他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等



マイナンバー制度における情報連携に関するシステムの全体像



マイナポータルとは

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスです。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

A	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
B	自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
C	お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
D	民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
E	サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)ができる
F	公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
G	もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

平成29年より順次サービス開始予定

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、様々なサービスが利用可能となります。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができるようになります。

D

民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

F

サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）が可能となります。

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ページ）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

